

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	はたのリハビリ整形外科	広島市安芸区中野五丁目13番30号	一般病床 4床
診療所	あおぞら診療所	広島市安芸区中野七丁目22番11号	無 床
介護老人保健施設	老人保健施設せのがわ	広島市安芸区中野六丁目8番2号	入所定員 84名 通所定員 40名
介護老人保健施設	老人保健施設はたのリハビリ	広島市安芸区中野五丁目13番30号	入所定員 15名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション瀬野川	広島市安芸区中野七丁目22番6号	訪問看護ステーション
はたのリハビリ居宅介護支援事業所	広島市安芸区中野東六丁目3番36号	居宅介護支援事業所
はたのリハビリふるさと居宅介護支援事業所	広島市安芸区中野七丁目21番18号	居宅介護支援事業所
ヘルパーステーション長寿会	広島市安芸区中野東六丁目3番36号	訪問介護事業所
はたのリハビリデイサービスセンター	広島市安芸区中野五丁目13番28号	通所介護事業所
時計台デイサービスセンター	広島市安芸区中野東六丁目3番36号	通所介護事業所
はたのリハビリ福祉用具貸与・販売事業所	広島市安芸区中野五丁目14番10号	福祉用具貸与・販売事業所
グループホームはたのリハビリ	広島市安芸区中野六丁目14番2号	認知症対応型共同生活介護事業所
ショートステイはたのリハビリ	広島市安芸区中野六丁目14番2号	短期入所生活介護事業所
シルバーホームはたのリハビリ	広島市安芸区中野東六丁目3番36号	サービス付き高齢者向け住宅

はたのリハビリふるさと	広島市安芸区中野七丁目 22 番 6 号	サービス付き高齢者向け住宅
はたのリハビリふるさと別館	広島市安芸区中野七丁目 21 番 18 号	サービス付き高齢者向け住宅
広島市瀬野川東地域包括支援センター【広島市から依頼を受けて管理】	広島市安芸区瀬野二丁目 17 番 33 号	地域包括支援センター
看護小規模多機能型ふるさと	広島市安芸区中野七丁目 22 番 6 号	看護小規模多機能型居宅介護支援事業所
看護小規模多機能型ふるさとサテライト	広島市安芸区瀬野二丁目 16 番 15 号	看護小規模多機能型居宅介護支援事業所
すくすく保育園	広島市安芸区中野六丁目 8 番 2 号	認可外保育施設

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

(令和 4 年 5 月 14 日) 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の名称変更の件
サテライト型看護小規模多機能型居宅介護支援事業所建築の件
定款の変更

令和 4 年 7 月 31 日 令和 3 年度決算の承認

令和 5 年 5 月 29 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6) については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要領の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

サテライト型看護小規模多機能型居宅介護支援事業所（看護小規模多機能型ふるさとサテライト）令和5年5月1日開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人社団長寿会
 所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	885,126	I 流動負債	134,329
現金及び預金	575,494	買掛金	3,505
社会保険未収金	9,288	未払金	111,049
国民保険未収金	6,003	前受金	5,707
後期高齢医療未収金	28,489	預り金	11,989
介護給付費未収金	173,174	未払い消費税等	2,079
4 労災未収金	895	II 固定負債	471,645
自賠責未収金	2,273	長期借入金	76,568
患者利用者未収金	52,486	預り敷金	9,489
棚卸資産	3,333	退職給与引当金	112,588
貯蔵品	2,985	役員退職慰労引当金	273,000
前払費用	1,077		
未収入金	11,188		
立替金	20,141		
貸倒引当金	△1,700		
II 固定資産	1,587,266		
1 有形固定資産	1,298,269	負債合計	605,974
建物	924,256		
建物付属設備	217,546		
構築物	50,762		
車輦運搬具	457		
器具備品	28,517		
一括償却資産	5,072		
土地	71,659		
2 無形固定資産	134,215		
借地権	29,241		
電話加入権	578		
権利金	91,580		
ソフトウェア	10,054		
水道施設利用権	2,762		
3 その他の資産	154,782	純資産の部	
出資金	80	科目	金 額
会員権	8,786	利益剰余金	1,866,418
保険積立金	131,234	設立等積立金	1,832,302
敷金	7,930	当期末処分利益	34,116
長期前払費用	4,403		
リサイクル預託金	573		
施設整備負担金	1,776	純資産合計	1,866,418
資産合計	2,472,392	負債・純資産合計	2,472,392

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団長寿会
 所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

※医療法人整理番号

--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,041,921
2 事業費用	958,513
本来業務事業利益	83,408
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	782,816
2 事業費用	987,776
附帯業務事業損失	-204,960
事業損失	-121,552
II 事業外収益	
受取利息・配当金	8,079
雑収入	80,534
III 事業外費用	
支払利息	670
経常損失	-33,609
IV 特別利益	
国庫補助金収入	
V 特別損失	
固定資産圧縮損	
退職給付引当金繰入	
役員退職慰労引当金繰入	
税引前当期純損失	-33,609
法人税・住民税及び事業税	221
当期純損失	-33,830

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団長寿会 ※医療法人整理番号

--	--	--	--

 所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
(取引条件及び取引条件の決定方針等)									
該当なし									

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
(取引条件及び取引条件の決定方針等)							
該当なし							

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団長寿会
理事長 畑野 榮治 殿

私は、医療法人社団長寿会の令和4年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を読覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月30日

医療法人社団長寿会

監事 

*監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

*社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。